

改定案	現行(第13回改定)	改定理由
<p style="text-align: center;">改定案</p> <p>小分類 細分類 番号 番号 331 電気業</p> <p>3311 発電業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所(離島等供給のために使用するものを除く。)をいう。 ○水力発電所;火力発電所;原子力発電所;ガスタービン発電所;地熱発電所;太陽光発電所;風力発電所;蓄電施設</p> <p>3312 送配電業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業所(発電業に該当する部分を除く。離島等供給又は最終保障供給若しくは特定送配電事業を含む。)をいう。 ○一般送配電事業;送電事業;配電事業;特定送配電事業;変電施設</p> <p>3313 電気小売業 電気の小売供給を行う(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)事業所をいう。 ○小売電気事業</p> <p>3314 電気卸供給業 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気として供給する事業所をいう。 ○特定卸供給事業(アグリゲーター)</p>	<p style="text-align: center;">中分類33-電気業</p> <p>小分類 細分類 番号 番号 331 電気業</p> <p>3311 発電所 発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。 ○水力発電所;火力発電所;原子力発電所;ガスタービン発電所;地熱発電所;太陽光発電所;風力発電所</p> <p>3312 変電所 構外から送電される電気を更に構外に送電又は配電するために、構内に設置した変圧器、水銀整流器、シリコン整流器、その他の機械器具により変成する事業所をいう。 ○変電所</p>	<p style="text-align: center;">【調整中】</p> <p>【新設】 ・第4回産業分類検討チーム提出案の内容例示を「発電事業」から、現行(第13回改定)の内容例示(水力発電所;火力発電所;原子力発電所;ガスタービン発電所;地熱発電所;太陽光発電所;風力発電所)に修正。 ・第4回産業分類検討チーム提出案に、電気事業法(昭和39年法律170号)において大型の蓄電池から小売事業等用の電気を放電する事業が「発電事業」に位置づけられたことを踏まえ(令和5年4月1日施行)、定義文を追記するとともに「蓄電施設」を内容例示に追加。</p> <p>【新設】 (第4回産業分類検討チーム提出案からの変更なし)</p> <p>【細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離】 (第4回産業分類検討チーム提出案からの変更なし)</p> <p>【細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離】 (第4回産業分類検討チーム提出案からの変更なし)</p> <p>3311 発電所 電気事業者の類型見直しを踏まえた改定により廃止(第4回産業分類検討チーム提出案からの変更なし)</p> <p>3312 変電所 電気事業者の類型見直しを踏まえた改定により廃止(第4回産業分類検討チーム提出案からの変更なし)</p>